

# 告 示

## 埼玉県告示第二百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字赤羽四千八百一番一の一部）

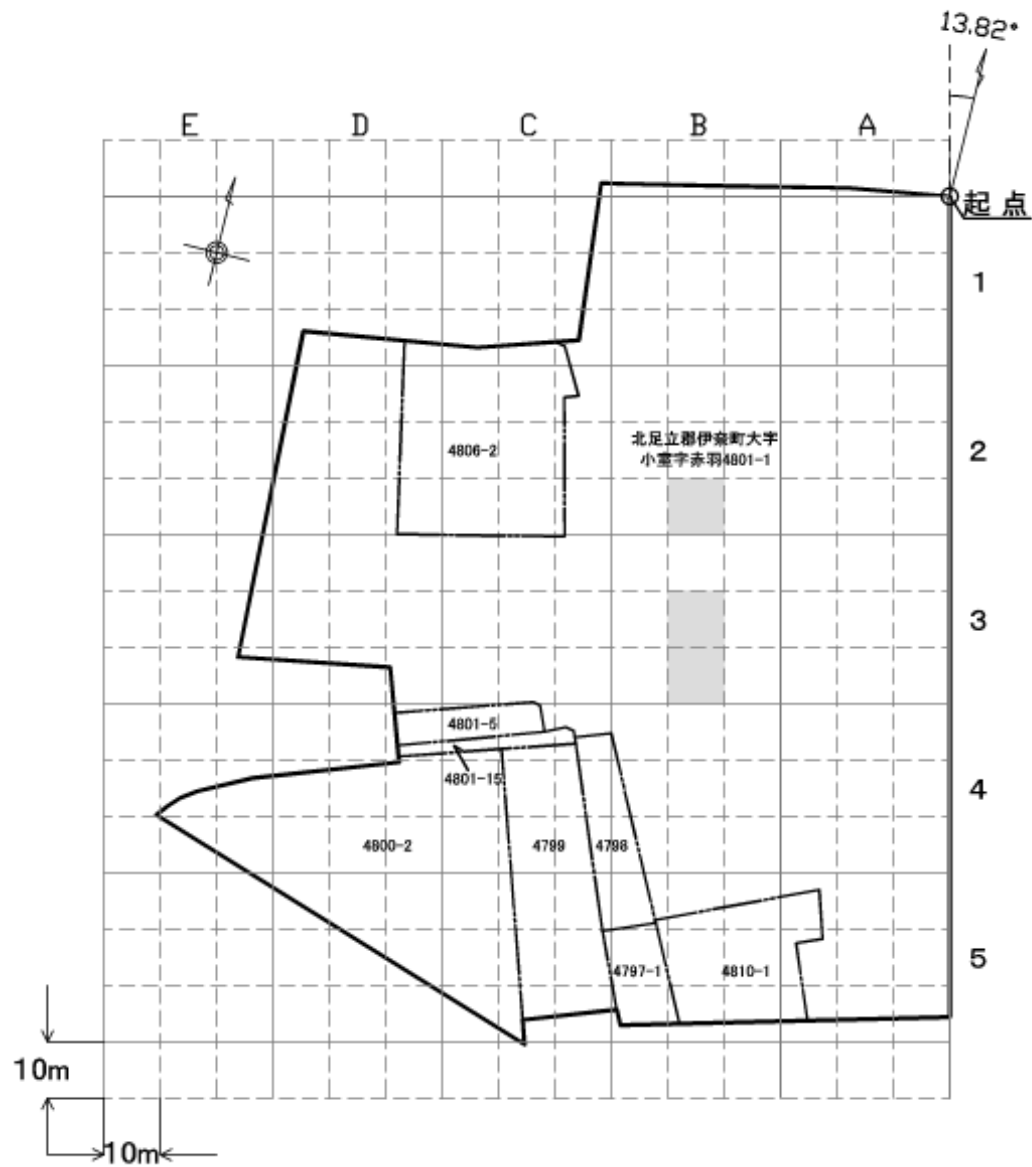
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

### 三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



**【起点】**  
 起点は北足立郡伊奈町大字小室字赤羽4801-1の最北端とする。

**【格子の回転角度 13.82°】**  
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

- 【凡例】**
- 敷地境界
  - 筆境界
  - - - 単位区画
  - 30m格子
  - 要措置区域